

2017年、「働き方改革」の法整備に向けた議論が本格化

2017年は、政府が進める「働き方改革」の法整備に向けた議論が、国会などの場で本格化します。具体的には、「同一労働同一賃金」の実現を目指す関連法改正（労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法）や、長時間労働の是正のための労働基準法改正などが注目されます。政府は昨年暮れに、同一労働同一賃金のガイドライン案を公表しており、それを「たたき台」に議論が進むと見込まれますが、政府が厚生労働省に設置している有識者検討会は「現時点でガイドライン案は効力を発生させるものではない旨をきちんと周知すべき」との中間報告を発表し、現場の混乱回避を明記しています。

ガイドライン案の詳細は、主要マスコミが取り上げていることと、現段階では解釈に不確かな文言が散見されること、加えて、今後の議論を通して変わる部分が十分に考えられることから、今回の『HIRAYAMA NEWS』では、一般紙では読み取れない「これまでの動き」を整理し、今後の動きの参考になる底流を記します。

まず、政府が2014年に「働き方改革」というスローガンを掲げた当初は、「多様な働き方に柔軟性を持たせる」「時間ではなく、質（生産性）を高める」ことに力点を置いた政策方針を柱にしていました。その実例として、15年の通常国会に政府が提出した「労働基準法改正案」は（1）労働時間でなく成果で評価される「高度プロフェSSIONAL制度（高度プロ制度）」を創設、（2）裁量労働制の対象となる企画業務型に、法人向けの課題解決型提案営業などを加える—など「労働時間規制を緩和する」内容が盛り込まれています。

しかし、この法案は国会で審議入りもできないまま約2年間が経過。その間に、**本丸の命題である「デフレ脱却」は道半ばの状態が続き、政府はアベノミクス（大胆な金融緩和など）や消費増税再延期のほかに、新たに耳目を集める政策提言に迫られていました。**

そうした中、これまで掲げてきた「働き方改革」の看板名をそのままに、方向性や切り口を一新する方針に打って出ました。昨年の通常国会の所信表明で、安倍首相が発した「同一労働同一賃金の導入を実現する」という言葉で口火が切られ、具体化へ向けたプロセスを急ぐために同様のテーマを検討する政府の会議体が次々と立ち上がりました。

この動きにはマスコミから「会議体の乱立」と指摘する声が出るほどで、事実、会議体の有識者委員の一部から、「前のめりな政府の進行に対する懸念」も複数聞かれています。

「働き方改革実現会議」と「有識者検討会」の存在

「同一労働同一賃金」について議論している会議体は複数ありますが、現在、中心となっているのは厚生労働省が所管する「有識者検討会」と、政府（内閣官房）が事務局を担う「実現会議」の2つです。簡潔に現状を整理します。

昨年3月に発足した検討会は、有識者7人で構成され、9月末まで現場実態を踏まえながら多面的な角度から「あり方」

について議論を重ねてきました。一方で、安倍首相は半年後の9月下旬、内閣改造に合わせて閣僚9人と女優や労使代表者ら15人の総勢24人をメンバーとする実現会議を立ち上げました。こちらで、検討会とは別に、具体的なガイドライン案の作成に入っていました。

実現会議の発足後、検討会の会合は2カ月以上にわたって止まっていたが、12月に入り急ぎょ3回開催され、「ガイドラインに関する考え方」の発表に至りました。ただし、検討会の議論が12月に「再開」されて以降、今回の発表前に、「次の段取り」となるはずの実現会議のガイドライン案が一部マスコミで「先行報道」される状態が続き、検討会と会議の両者の存在と役割、関係性が分かりにくくなっていました。

取材しているマスコミも、受け手の多くの読者も、すっきりしない流れなのですが、政府関係者は「当初、検討会に委ねていた導入に向けたガイドライン策定だが、導入に向けた環境整備と副作用についても慎重に議論していて早期の意見集約が難しいと判断。実現会議を設けて、官邸と内閣官房主導でスピードを上げた」と、内実を語っています。

要するに、政府の政治的要素や狙いが、新たな目玉政策を急がせたという背景があります。先に設置した有識者検討会が後発の実現会議の動きを牽制する格好となっている中で、昨年末の政府のガイドライン案公表となったのです。

「働き方改革」に関連する政府の描く日程感

流動的な要素もありますが、政府は同一労働同一賃金に関連する法改正について、1月20日召集予定の通常国会に提出したい意向です。ただし、法案提出には労働政策審議会などステップが不可欠であるため、「早くて秋の臨時国会に提出、審議入り」の見方を示す内閣官房幹部もいます。

冒頭にも記した通り、ガイドライン案が「現場実態に落とし込んだ時に不明瞭」な点が少なくないことから、労政審や国会などでの審議内容は注目されます。政府は、**成立は遅くても来年18年中、施行は2年後の19年4月を目指しています。**

また、現在提出中の労基法改正案は取り下げ、36協定の見直し（罰則付き運用）を主軸とした、長時間労働の是正に絞った改正案を先に成立、施行させたい考えです。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第2010001(02)号
平成25年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川6階

